



COPY

様式第17号 (第15条関係)

青市指令廃リ第 373 号

一般廃棄物処理業許可更新証

令和 8 年 1 月 20 日付け申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可更新する。

令和 8 年 2 月 3 日

青森市長 西 秀記



所在地	青森県青森市大字荒川字柴田99番地1
名称	株式会社青森廃棄物処理センター
代表者氏名	代表取締役 西田文豪
取扱一般廃棄物の種類	厨芥類（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律第2条第2項各号に規定する食品廃棄物等のうち一般廃棄物に該当するものに限る。）
収集、運搬及び処分の別	処分（中間処理（堆肥化））
営業の区域	合併前の青森市行政区域内に限る。
収集・運搬車輛	無し
処理施設	堆肥化施設 青森市大字駒込字桐ノ沢170番4 4t/日
条件	
許可期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森市を被告として(訴訟において市を代表するのは市長となります。)提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があると認められるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しを求める訴えを提起することができません。